

令和4年度給付奨学金の状況(令和2年度以降に本校の生徒が採用されたものを載せています)

奨学金名称	給付内容	給付期間	募集資格
原田記念財団	月額 1万2千円	高校2年生 2年間 (18ヶ月) 高校1年生 3年間 (30ヶ月)	佐賀県内の県立高校(普通科、総合学科及び工業系科)及び私立高校(普通科)の2年生、1年生在学中の者で、学業、人物ともに優秀で学費の支弁が困難と認められる者。
江上財団	月額2万円	1年間 更新(継続)は最長2年	1、佐賀県内に在任、県内の高等学校に在籍または入学予定で、学業、人物とも優秀、かつ健康であり勉学に意欲がある者 2、佐賀県内に在任、県内の高等学校に在籍または入学予定で、運動又は文化面で優れており、才能のさらなる進化に期待できる者 3、他の奨学金との併願・併用は可能です。
加藤・山崎奨学金	年額5万円 ※高2の1回 ※評定4.3以上	1年間	次の(1)～(3)のすべてに該当する者 (1) 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学5年生、中学2年生、高校2年生(義務教育学校および中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。) (2) 学業全般もしくは文化・芸術・科学分野で優秀な成績をおさめており、品行方正である者 ※ 前年度の評定平均4.3以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績を目安とする。 (3) 学校長が推薦する者(1校につき3名まで推薦可能) ※他団体等の奨学金との併給は「可」。加藤山崎修学支援金との併願は「可」、併給は「不可」。
加藤・山崎修学支援金	年額5～10万円 ※最大3回 ※世帯収入200万円未満を目安	採用時に在学する学校を卒業するまでの期間(最長3年間)	次の(1)～(4)のすべてに該当する者 (1) 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学4、5、6年生、中学生、高校生(義務教育学校及び中高一貫校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。) (2) 前年度の評定平均3.0以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者 (3) 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者 (4) 学校長が推薦する者(1校につき3名まで推薦可能)
カトリックマリア会	月額2万円	申請時の在籍学校を卒業するまで。(最長3年間)	①日本の高等学校に在学する生徒であること(学年は問いません)。 (学校教育法で定める高等学校、中等教育学校「後期課程」に在学するもので、国籍は問わない。) ②経済的理由により、就学困難な事情があること。 (原則として、世帯収入 350 万円程度以下とする。) ③向学心に富み品行方正で、かつ、成業の見込みがあること。
教育弘済会	年額5万円	1年間	高等学校等(中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部、高等専門学校第1・2・3学年、専修学校高等課程及び3年制高等専修学校を含む。)に在学し、就学意欲がありながら、学資金の支払いが特に困難である者、及び上記の学校に入学を許可され、入学手続きを終えたもので、学資金の支払いが特に困難である者に限ります
佐賀ロータリークラブ奨学基金	月額1万円	1年間	(1)募集時現在、佐賀市内の高校に在学する3年生 (2)人格・学業共に優れ、かつ心身ともに健康である者 (3)経済的な理由により就学困難な者
ひとり親家庭支援奨学金制度	月額3万円	1年間	①ひとり親世帯(母子家庭等)であり、就学に関して経済的に困難な生徒 ②夢を実現するための意欲があり、社会への積極的な姿勢のある品行方正な生徒 ③全母子協の加盟団体の会員、及び入会を希望する方のお子さん(生徒) ④会員登録している加盟団体、及び入会を希望する団体代表者が奨学生として推薦するにふさわしい生徒
あしなが高校奨学金	月額5万(うち貸与3万、給付2万) 2023年度から新制度へ変更	卒業まで(最短修業期間)	高校に在学しており、保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡、または保護者が1級～5級の障害認定を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

※原則として経済的な理由により就学が困難な人が対象となります。